

## VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

## 1 児童虐待防止対策の充実

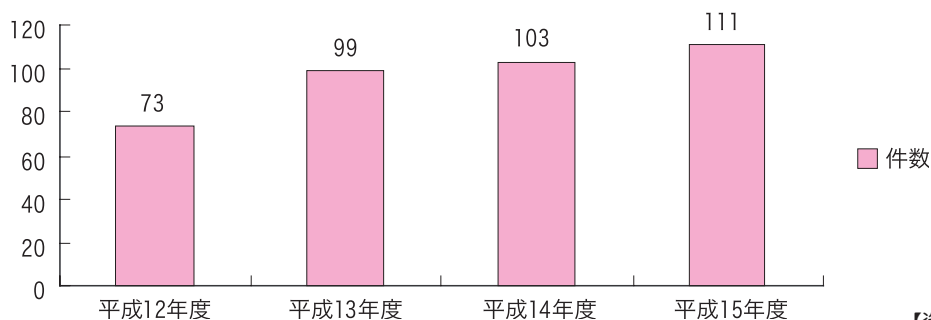
## (1) 現状と課題

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

しかし、練馬区においても、虐待相談件数は、年々増加傾向にあり、児童虐待防止対策を充実する必要があります。(図表-1)

図表-1 練馬区の虐待処理件数

&lt;児童相談センター受理分&gt;



【資料：子育て支援課】

練馬区は、児童の虐待防止等に関する法律（平成12年制定）の施行以来、積極的に児童虐待防止体制の整備を進めてきました。平成14年には、学校、保育園等を含めた区の関係機関、民生児童委員協議会、人権擁護委員、私立幼稚園協会、私立保育園協会、医師会、歯科医師会、児童相談所、警察署などの幅広い関係機関で構成する練馬区児童虐待防止協議会を設置しました。協議会では、児童虐待の予防、早期発見、援助を目的として、「児童虐待防止マニュアル」を平成15年度に作成しました。現在、各関係機関は、マニュアルに基づき虐待防止対策に取り組んでいますが、関係機関の主体的な取り組みと効果的な連携をより一層強化する必要があります。

また、子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を、関係機関や区民を対象に、重点的に実施する必要があります。

そのためには、児童虐待防止の中核的機関である子ども家庭支援センターの機能の充実を図る必要があります。

## (2) 施策の方向

児童虐待への対応については、緊急・重度な案件は東京都児童相談センターが担当し、区は比較的軽度な案件を担当することとなっています。そのため、区は地域で子どもと家庭を支えることが主な役割となります。

区では、区民がいつでも身近なところで気軽に相談でき、適切な対応ができるように、保健相談所・福祉事務所・総合教育センターなどの相談窓口に加えて、児童虐待に関する通報・相談窓口として、おおね4福祉事務所地域ごとに子ども家庭支援センターを設置します。

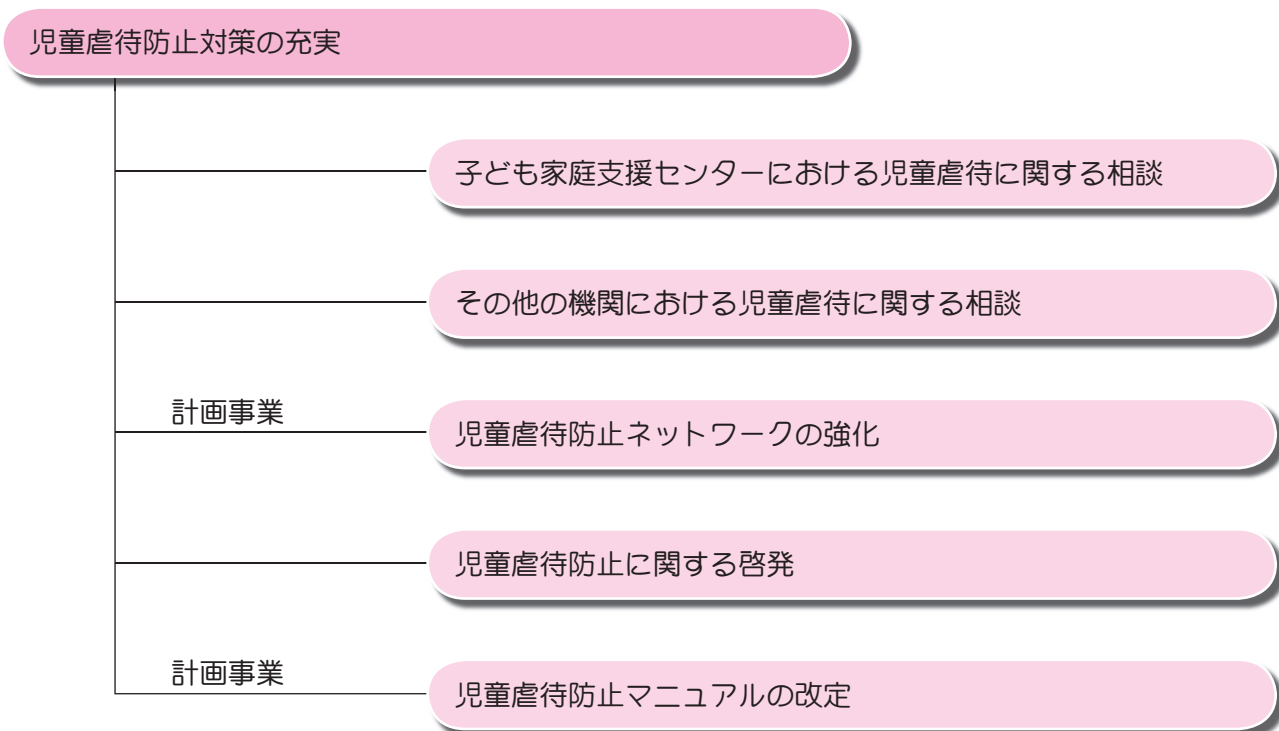
練馬区児童虐待防止協議会では、引き続き区全域を対象とした児童虐待の情報の交換や児童虐待対応の連携強化を図ります。また、子どもと家庭の最も身近な地域で、児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、4地域の子ども家庭支援センターごとに児童虐待防止地域協議会を設置

します。区全域や各地域などで機会を捉えて子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を区民および関係機関を対象に実施します。

さらに、児童虐待の事例に対して、地域の関係者などがネットワークを形成して適切に援助していくことができるように、4地域の子ども家庭支援センターが支援します。

関係機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携して子どもと家庭の抱える困難な問題を解決していくためには、「関係機関ごとのマニュアル」が必要です。子ども家庭支援センターは「児童虐待防止マニュアル」の改定をすすめるほか、「関係機関ごとのマニュアル」の作成を支援します。

### (3) 施策の体系



### (4) 事業の概要

区分	事業名	事業の概要	担当課
	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	4か所の子ども家庭支援センターを設置し、区民からの児童虐待通報や相談を受けます。 児童虐待通報については、東京都児童相談センターと連携して子どもの安否の確認を最優先にします。 保護者からの相談については、子どもと家庭の問題解決のために、関係機関との連携の充実に努めます。	子育て支援課
	その他の機関における児童虐待に関する相談	日常的な相談の中から児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携しながら、適切な援助を行います。保健相談所では、親子の心の問題への対応として、精神科医師による相談や対応が困難な事例には、専門家を交えた検討会を行います。 ＜総合福祉事務所＞ ＜保健相談所＞ ＜児童館＞ ＜総合教育センター＞	総合福祉事務所 保健相談所 子育て支援課 総合教育センター

区分	事業名	事業の概要	担当課
計画事業	児童虐待防止ネットワークの強化	児童虐待防止協議会を開催し、児童虐待の防止に関すること、関係機関の連携に関すること等を協議します。協議会は、区全体の課題を担当する協議会と、おおむね4福祉事務所地域の課題を担当する4地域協議会を設置し、関係機関の連携を強化することにより、子どもと家庭のより身近なところで児童虐待の防止に努めます。 4か所の子ども家庭支援センターが児童虐待防止ネットワークの中核的機関として地域協議会の事務局を担います。	子育て支援課
	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待防止協議会、児童相談センター等と連携しながら、講演会の開催やポスター・チラシの配布など、啓発事業を実施します。	子育て支援課
計画事業	児童虐待防止マニュアルの改定	平成16年3月発行の「児童虐待防止マニュアル」を時勢に合わせて改定します。	子育て支援課

(5) 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	5か年の事業量	21年度末の 目標値
児童虐待防止ネットワークの強化	関係機関	区	練馬区児童虐待防止協議会の運営	継続  地域協議会の設置 運営 3か所	練馬区児童虐待防止協議会の運営  地域協議会の設置 運営 3か所
児童虐待防止マニュアルの改定	関係機関	区	作成済 (平成16年3月)	改定	改定

 **トピック**

**児童虐待の予防相談**

**保健相談所「虐待予防相談」**

6か所の保健相談所では、心の健康を保つために、年間延べ93回、精神科医師による一般精神保健相談を実施し、親子の心の問題にも対応してきました。

17年度からは、子どもへの虐待を自覚している方、子育てが辛い、あるいは、子どもとの関係に悩みを抱えている方などを対象とした、専門医による「虐待予防相談」を、年間21回実施し、虐待の発生予防、再発防止のための取組を充実します。

**子ども家庭支援センター「心の相談事業」**

子ども家庭支援センターでは、乳幼児を持つ母親を対象に、「心の相談事業」を年24回開催しています。心理相談員を中心にして、母親だけのグループミーティングを行っています。子育てをめぐる様々な出来事にストレスを感じている母親が、心情を語ることで少しでも楽になり、子どもと向かい合えることをめざしています。保育室も用意しています。

## 2 ひとり親家庭の自立の支援

### (1) 現状と課題

離婚件数が、ほぼ一貫して増加しています。離婚件数の増加に合わせ、ひとり親家庭は、母子家庭においては平成2年と平成12年の比較で1.3倍、特に6歳未満の子どもがいる世帯は2.1倍と大きく伸びています。父子家庭では、平成2年と平成12年の比較で減少していますが、6歳未満の子どもがいる世帯数では、2.3倍と大きく伸びています。(図表-1)

図表-1 ひとり親世帯数の推移

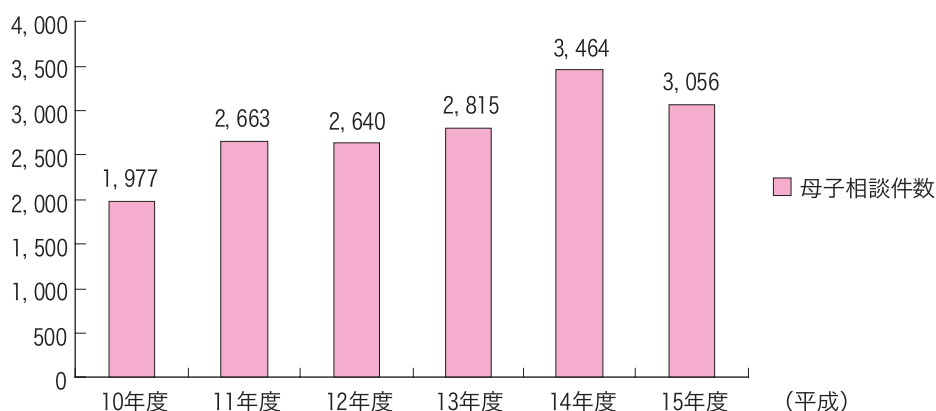
年	母子世帯数 (世帯)					父子世帯数 (世帯)				
	総数	子どもが 1人	子どもが 2人	子どもが 3人以上	(再掲) 6歳未満 の子ども のいる世 帯	総数	子どもが 1人	子どもが 2人	子どもが 3人以上	(再掲) 6歳未満 の子ども のいる世 帯
平成2	2,544	1,350	954	240	344	474	268	161	45	24
平成7	2,707	1,512	955	240	495	460	263	155	42	46
平成12	3,298	1,784	1,178	336	708	434	239	152	43	54

【資料：国勢調査、各年10月1日】

**母子世帯の数**：父が離婚や死亡などでいないが、父が重度の障害者の18歳までの児童（障害がある場合は20歳未満）のいる家庭に支給している、児童扶養手当の支給実績では、平成16年2月現在で4,137世帯となっています。

そのような中で、母子相談の件数は、平成10年度の1,977件が、平成14年度には3,464件と大きく伸び、平成15年度には減少したものの、平成10年度の約1.5倍の件数になっています。(図表-2)

図表-2 総合福祉事務所における母子相談件数



【資料：練馬区統計書】

また、配偶者等からの暴力から逃れ、行き場のない母子または女性の安全確保を目的とした緊急一時保護の件数も増加しており、母子家庭増加の一因となっています。

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することになります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。このようなことから、平成16年度からは、各総合福祉事務所の母子自立支援員を2名に増員して、母子家庭の自立支援を強化しています。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、母子寡婦福祉団体等と連携しながら、きめ細かな施策を展開することが重要です。

母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必要です。

区では、ひとり親家庭が抱える悩みや不安などに対する相談窓口を総合福祉事務所に設置しているほか、ひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当や児童育成手当の支給、各種福祉資金の貸付、母子生活支援施設の設置や緊急一時保護施設の確保、ホームヘルプサービスや休養ホームの提供等さまざまな事業を実施しています。

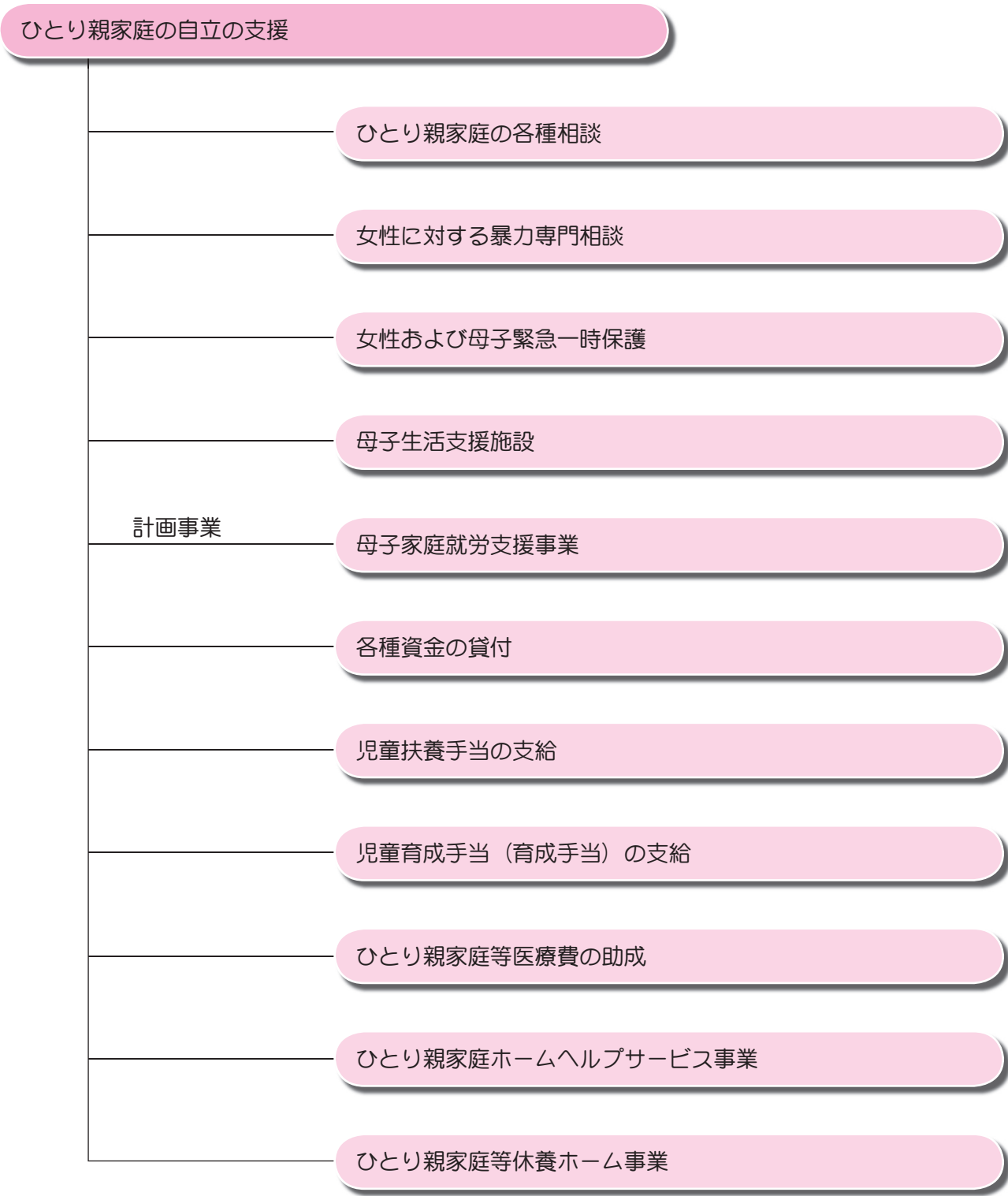
今後も引き続きひとり親家庭への支援を充実するとともに、特に母子家庭の経済的自立を目指した事業の充実を図る必要があります。

## (2) 施策の方向

国は、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を支援する方針です。区では、母子家庭の就労活動の支援を行う体制の整備を図りながら、自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業の充実を図るため、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を実施します。母子家庭高等技能訓練促進費事業、母子家庭常用雇用転換奨励金事業の実施については、今後検討していきます。

また、各種相談、生活支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

(3) 施策の体系



## (4) 事業の概要

区分	事業名	事業の概要	担当課
	ひとり親家庭の各種相談	母子自立支援・婦人相談員または面接員が生活全般の相談を受けます。	総合福祉事務所
	女性に対する暴力専門相談	夫の暴力など女性に対する暴力に関する相談を受けます。 【平成16年度末の現況（見込み）】 個別相談 208人 グループミーティング 352人	人権・男女共同参画課
	女性および母子緊急一時保護	夫等からの暴力により、保護を求めてくる女性および母子を、区で独自に確保した施設や東京都等の施設で、一時的に保護します。 【平成16年度末の現況（見込み）】 3か所4室（区が確保している施設）	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
	母子生活支援施設	配偶者のいない母親とその子どもを保護し、経済的自立を促し、安心して児童の養育ができるようにします。 また、入所した世帯が社会に適合し、自立した生活が営めるように援助・指導を行います。 【平成16年度末の現況（見込み）】 1か所20室	子育て支援課 総合福祉事務所
計画事業	母子家庭就労支援事業	平成15年、母子家庭の自立を支援するため、母子及び寡婦福祉法が改正されるとともに、母子家庭の母の就労の支援に関する特別措置法が制定されました。これを受けて区では、母子家庭の母の主体的な能力開発を支援する母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	総合福祉事務所
	各種資金の貸付	母子福祉資金、女性福祉資金、応急小口資金、高等学校進学準備資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定、生活意欲の増進を図ります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 母子福祉資金 694件 女性福祉資金 53件 応急小口資金 472件 高等学校進学準備資金 130件	総合福祉事務所
	児童扶養手当の支給	父が離婚や死亡などでいないか、父が重度の障害者の18歳までの児童（障害がある場合は20歳未満）のいる家庭に手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。国の制度で、所得制限があります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 支給額 1人目41,880円（一部支給は41,870円～9,880円）、 2人目5,000円、3人目以降3,000円（月額） 受給世帯 4,100世帯 対象児童 6,100人	子育て支援課
	児童育成手当（育成手当）の支給	父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の18歳までの児童の保護者に手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。東京都の制度で、所得制限があります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 支給額 1人13,500円（月額） 受給世帯 5,600世帯 対象児童 8,200人	子育て支援課

区分	事業名	事業の概要	担当課
	ひとり親家庭等医療費の助成	父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の18歳（障害がある場合は20歳未満）までの児童のいる家庭に医療証を交付して、医療費の一部を助成します。東京都の制度で、所得制限があります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 一部負担内容 住民税課税世帯 自己負担分の1割と入院時食事療養費標準負担額 住民税非課税世帯 入院時食事療養費標準負担額 受給者数 3,500世帯 対象者 7,500人	子育て支援課
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	中学生以下の児童のいるひとり親家庭の母親や父親あるいは児童が、一時的な疾病などで日常生活に困った場合、ひとり親家庭になった直後で生活が不安定な場合、親族等の冠婚葬祭に親が出かける場合等にホームヘルパーを派遣し、育児や食事の世話等生活の援助を行います。 【平成16年度末の現況（見込み）】 延べ 5,400世帯 延べ 20,000時間	総合福祉事務所
	ひとり親家庭等休養ホーム事業	ひとり親家庭等がレクリエーションその他休養のために、区が指定する宿泊施設を利用する場合に、宿泊料金の一部を区で補助することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 利用泊数 大人450泊 子ども300泊 施設数 24施設	保健福祉部管理課

#### (5) 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	5か年の事業量	21年度末の 目標値
母子家庭就労支援事業	母子家庭の母	区	—	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施



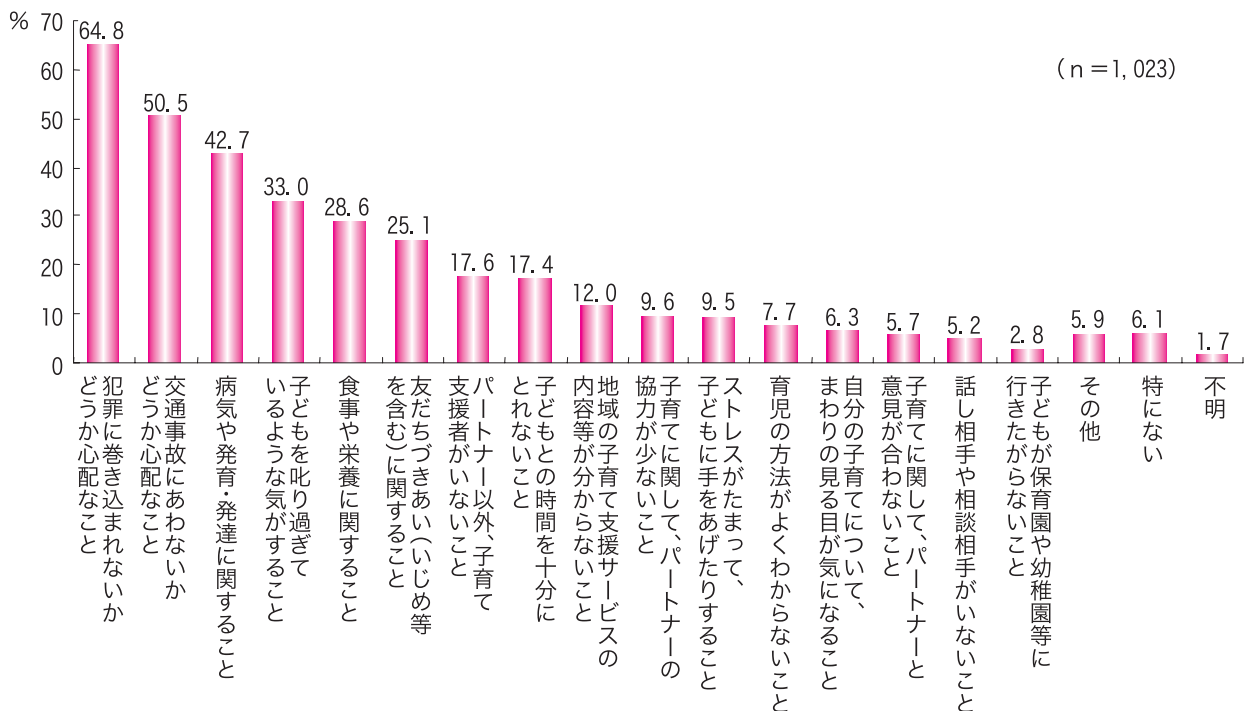
## 3 障害児の健全な発達の支援

## (1) 現状と課題

障害児が、乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で、必要な援助を受けながら自立や社会参加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、『子どものことで心配に感じている、気になっていること』について、「病気や発育・発達に関すること」が第3位になっています。(図表-1)

図表-1 子どものことで心配に感じていること、気になっていること（就学前児童の保護者）



【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成16年3月）】

特に、発達に遅れのある、あるいはその疑いがある乳幼児の保護者や兄弟姉妹は、精神的・肉体的に大きな負担をかかえている場合が多く、早期支援が必要です。

子どもの発達は出生から3歳までの変化が著しいため、障害を早期に発見し、保護者も含めた援助体制を確立することは、障害児の健全な発達を支援するうえで重要です。

練馬区では、昭和54年に心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）を開設し、障害のある乳幼児に対する相談・療育を実施してきました。

しかし、近年、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等の比較的軽度の発達障害や発達リスクのある児童の相談件数が増加しています。増加する相談・療育のニーズに対応する支援体制の検討が必要です。また、障害児への訓練、相談などを実施している民間団体に対する支援も必要です。

障害児を受け入れる幼稚園、小学校、中学校では、学校内の支援体制を整備し、障害の種類と程度に応じた教育を推進しています。現在、通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥／多動性障害等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の実施に向けた準備が、国・東京都においてすすめられています。区は、国・東京都の動きに合わせて「特別支援教育」の準備をすすめる必要があります。

中・軽度の障害児については、保育園や学童クラブにおいて受入れに努めていますが、その充実が必

要です。重度の障害児については、保育園や学童クラブは集団保育のため、受入れが困難な状況にあり、養護学校の放課後の居場所づくりなどが求められています。また、障害児の保護者が一時的な休息ができるように障害児を預かるなどの援助も求められています。

さらに、障害児が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、子どもを含めた地域の人々が障害に対する理解を一層深めるとともに、経済的支援や生活支援などをすすめることが必要です。

**🔴** 学習障害（LD）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態。

**🔴** 注意欠陥／多動性障害（ADHD）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

**🔴** 高機能自閉症：①他人との社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない障害です。

**🔴** 特別支援教育：従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

### (2) 施策の方向

発達に遅れのある、あるいはその疑いがある乳幼児をできるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携による早期療育に努めます。

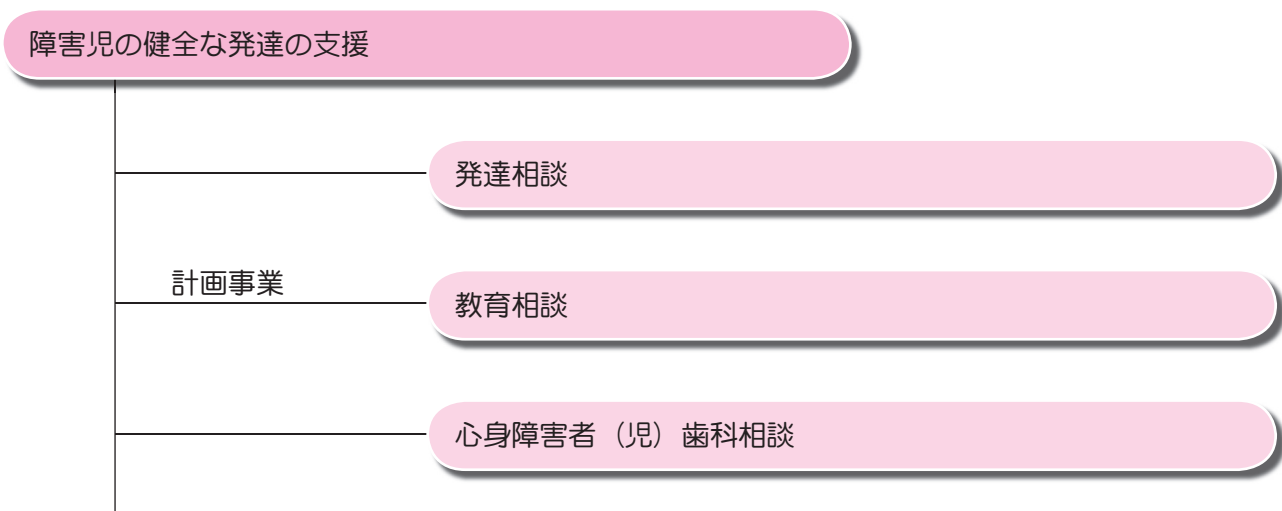
また、障害の発見から療育へという流れのなかで、民間幼児・児童訓練教室への支援を含め一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

学校教育では、心身障害教育に関わる教員の専門性の向上を図るとともに、今後、(仮称)特別支援教育検討委員会を設置し、特別支援教育への円滑な移行に備えます。

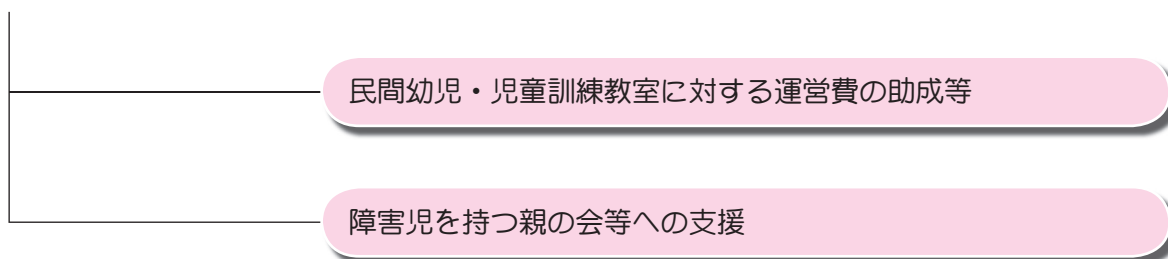
保育園、学童クラブでは、障害児の受入れ拡大に努めます。また、養護学校に通学する児童については、関係機関や保護者と連携して放課後の居場所づくりへの支援を検討します。

経済的支援や生活支援などの障害児に対する支援事業を実施し、障害児の自立や社会参加を支援していきます。

### (3) 施策の体系



	心身障害者（児）歯科診療
	障害児の早期療育
計画事業	特別支援教育への移行
計画事業	心身障害教育に関わる教員の専門性の向上
	幼稚園における障害児教育
	障害児保育
	学童クラブでの障害児の受入れ等
	特別児童扶養手当の支給
	児童育成手当（障害手当）の支給
	住宅改造・改善の助成
	ホームヘルプ事業
	日常生活を容易にするための各種援助
	福祉タクシー等事業
	チェアキャブ運行事業への補助



#### (4) 事業の概要

区分	事業名	事業の概要	担当課
	発達相談	発達の遅れのある、あるいはその疑いのある乳幼児について、専門医が相談に応じます。 【平成16年度末の現況（見込み）】 相談件数 3,000件	障害者施設課
計画事業	教育相談	教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。 【平成16年度末の現況（見込み）】 来室相談件数 850件 電話相談件数 560件	総合教育センター
	心身障害者（児）歯科相談	練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。	地域医療課
	心身障害者（児）歯科診療	心身に障害を有する者および児童と保護者に対し、土曜日の午後に、練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。	地域医療課
	障害児の早期療育	発達に遅れのある、あるいはその疑いがある乳幼児を、保健・医療・福祉・保育等の関係機関の連携によりできるだけ早期に発見し、必要な指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 心身障害者福祉センター 通所定員 116名	障害者施設課
計画事業	特別支援教育への移行	障害のある児童生徒の教育において一人ひとりの教育的ニーズを把握し、教育的支援を行う「特別支援教育」への移行に向けて検討委員会を設置し、移行に向けた準備を行います。 検討委員会では、特別な教育的支援を必要とする在籍児童等やその保護者の支援を検討する「校内委員会」や、特別支援教育の対応や内外の調整を行う「特別支援教育コーディネーター」の設置について検討を行います。 また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童等に対応するため、（仮称）特別支援教室の設置についても検討します。	学務課 指導室
計画事業	心身障害教育に関わる教員の専門性の向上	心身障害教育を推進するため、心身障害教育に関わる教員の専門性を高めるための研修や、指導資料の作成を行います。	指導室
	幼稚園における障害児教育	全区立幼稚園で障害児保育の実施を目指します。また、私立幼稚園および幼稚園類似施設において障害児保育を実施する場合、区が委託を行います。	学務課

区分	事業名	事業の概要	担当課
	障害児保育	原則として、集団での保育が可能な、身体障害手帳3級・愛の手帳3度以下程度の中軽度な障害をもつ満3歳以上の児童を、区・私立保育園で、受け入れます。 【平成16年度末の現況（見込み）】 受入れ人数 区立保育園 163名 私立保育園 41名	保育課
	学童クラブでの障害児の受入れ等	放課後等の保育に欠ける障害のある児童の受入れについては、平成17年4月に開設する谷原あおぞら学童クラブで3名受け入れるなど、受入枠を拡大していきます。 また、地域で暮らす重い障害のある児童の放課後の居場所の提供を検討します。	子育て支援課
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満で中度以上の障害のある児童を養育する保護者に手当を支給します。国の制度で、所得制限があります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 1級 50,900円、2級 33,900円（月額） 受給者数 600人	子育て支援課
	児童育成手当（障害手当）の支給	心身に一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給します。東京都の制度で、所得制限があります。 【平成16年度末の現況（見込み）】 1人 15,500円（月額） 受給者数 500人	子育て支援課
	住宅改造・改善の助成	障害児の在宅生活を容易にするため、段差の解消等の住宅改造・改善に要する経費を助成します。 【平成16年度末の現況（見込み）】 助成件数 6件	総合福祉事務所
	ホームヘルプ事業	日常生活を営むのに支障のある障害児を抱えている家庭にホームヘルパーを派遣し、適切な家事・介護を行い、生活の安定を援助します。 【平成16年度末の現況（見込み）】 利用時間 50,765時間	総合福祉事務所
	日常生活を容易にするための各種援助	障害児の在宅生活を容易にするために、浴槽、便器、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行います。 【平成16年度末の現況（見込み）】 給付件数 42件	総合福祉事務所
	福祉タクシー等事業	外出困難な障害児の生活範囲を拡大することを目的として、タクシー券の支給やリフト付福祉タクシー、自動車燃料費の助成を行います。	総合福祉事務所
	チェアキャブ運行事業への補助	歩行困難で外出時に車イスを常時使用する障害児の社会参加を進めるために、練馬区社会福祉協議会が実施するチェアキャブ運行事業の事業運営費を補助します。	障害者課
	民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等	通所訓練事業などを行っている民間幼児・児童訓練教室に運営費を助成します。また、教室への通所バスを運行します。	障害者課
	障害児を持つ親の会等への支援	障害児の保護者同士が交流を図り、障害の学習や啓発、療育・就園、就学等の情報交換を行う活動を支援しています。	保健相談所

(5) 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	5か年の事業量	21年度末の 目標値
教育相談	子ども 保護者 教育関係者	区	2か所 相談員 26名	1か所増 相談員 11名増	3か所 相談員 37名
特別支援教育への 移行	小中学生	区	心身障害教育あり 方検討委員会設 置、検討  —  —  —	(仮称) 特別支援 教育検討委員会設 置および移行準備  校内委員会の検 討、設置  特別支援教育コー ディネーターの検 討、配置  (仮称) 特別支援 教室の検討、設置	特別支援教育への 移行  校内委員会の検 討、設置  特別支援教育コー ディネーターの検 討、配置  (仮称) 特別支援 教室の検討、設置
心身障害教育に関 わる教員の専門性 の向上	幼小中学校の教員	区	心身障害学級の授 業研究研修会の実 施 年間3回  学習障害児等学習 指導研修会の実施 年間3回  軽度発達障害指導 資料の作成、全教 員への配付	練馬区心身障害教 育あり方検討委員 会の報告を受け、 特別支援教育を見 据えた研修会の追 加、統合    継続	練馬区心身障害教 育あり方検討委員 会の報告を受け、 特別支援教育を見 据えた研修会の追 加、統合    軽度発達障害指導 資料の作成、全教 員への配付